

# 保健関係について

学校では学校保健安全法に基づき、健康診断、健康相談、救急処置等を行い、児童の健康の保持増進を図るよう努めています。お子さんの心身の健康についてご心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

## 1 提出書類について **※入学式（4月8日）で、受付にて回収します。**

### （１）児童連絡カード ※詳しい記入方法は「児童連絡カード記入例」をご覧ください。

保護者の方と連絡を取るために使用します。緊急時に連絡をとる場合にも使用しますので、必ず連絡がつく番号をご記入ください。

また、緊急の場合は児童連絡カードのコピーを救急隊員に渡すことがあります。あらかじめご了承ください。

### （２）保健調査票 ※詳しい記入方法は「保健調査票の記入について」をご覧ください。

この調査票は、健康管理や健康診断で利用します。既往症、予防接種歴、現在までの健康状況、**平熱**について漏れのないようご記入ください。また、緊急の場合は保健調査票のコピーを救急隊員に渡すことがあります。あらかじめご了承ください。

①慢性疾患（**食物アレルギー**、喘息、心臓疾患など）や運動制限がある場合は、調査票に詳しくご記入ください。学校生活（体育、行事等）において健康上必要な配慮をします。**学校での配慮や管理が必要な場合は、医師の記入による「学校生活管理指導表」の提出が必要です。学校までご連絡ください。**

②アレルギー症状を繰り返し起こしている場合は、一度専門医のいる病院で詳しい検査をされるようお勧めします。その結果、**学校での配慮や管理が必要な場合は、医師の記入による「学校生活管理指導表」（アレルギー疾患用）の提出が必要です。学校までご連絡ください。**

\* 就学時健康診断の際に提出されたアレルギー疾患調査票で、学校給食の除去食を「希望する」に○をつけた方は、**必要な書類をお渡ししますので、入学説明会終了後お声掛けください。**

### （３）独立行政法人日本スポーツ振興センター加入の同意書

学校の管理下（登下校中の通学路を含む）でけがをし、病院を受診した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターより医療費の給付が受けられます。原則として、全員の方に加入していただいております。

①総医療費が5,000円以上（窓口での負担金1,500円以上の場合）に該当となり、それ以下の場合には手続きができませんのでご注意ください。

②スポーツ振興センター掛金は、新座市が負担しております。

③新座市の場合、**こども医療費支給制度がありますが、学校管理下でのけがの場合は、スポーツ振**

興センター災害給付金を優先してください。(原則、こども医療費を使わずに、一度窓口にて現金でお支払いをお願いします。)

④給付金は、2～3ヶ月後に保護者の指定する口座に振り込まれます。

※学校でのけがで病院を受診された場合はご連絡ください。必要な書類をお渡しします。

## 2 入学前の治療のお願い

就学時健康診断の際に治療や検査の必要のあったお子さんは、医師の診断や治療、指導を受けてください。特に、むし歯は放っておくと、これから生えてくる永久歯やまわりの歯にも影響がでます。早めの治療をお願いします。

## 3 出席停止について

次のような病気にかかったときは、その病気が学級(学校)全体に蔓延することを防ぐため、学校長が出席を停止します。(「出席停止」の扱い)

<ul style="list-style-type: none"><li>・インフルエンザ</li><li>・百日咳</li><li>・麻疹(はしか)</li><li>・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)</li><li>・風疹</li><li>・水痘(水ぼうそう)</li><li>・咽頭結膜熱(プール熱)</li><li>・結核</li><li>・髄膜炎菌性髄膜炎</li><li>・流行性角結膜炎</li><li>・急性出血性結膜炎</li><li>・感染性胃腸炎</li><li>・マイコプラズマ肺炎</li><li>・溶連菌感染症</li><li>・手足口病</li><li>・伝染性紅斑(りんご病)</li><li>・新型コロナウイルス感染症</li></ul> <p>*その他医師が必要と認めたもの</p>
---

- (1) 医師から診断されたら、速やかに担任までご連絡ください。(連絡帳または電話)
- (2) 医師から登校許可ができるまで家庭で静養してください。
- (3) 登校届の提出は不要です。

## 4 学校でのけがや病気について

### (1) 体調が悪くなったとき

- ①毎朝、お子さんの健康観察を行い、体調が悪い時は無理をさせないようにしてください。
- ②お子さんの体調がすぐれない場合はご家庭に連絡し、お迎えにきていただきます。本人が体調不良を訴えた場合、または休養しても良くならなると判断した場合は**発熱がなくても**お迎えをお願いすることがあります。安全管理上、児童1人で下校させることができないため、**必ず保護者の方がお迎えに来てください**。保健室での休養は原則1時間程度を目安としています。
- ③保健室では、内服薬を服用させることはできません。

### (2) 学校でけがをしたとき

- ①すり傷などの軽いけがは保健室にて応急手当をします。その後の経過観察やケアはご家庭でお願いします。保健室はその日に学校で起きたけがの応急処置をする場所です。継続的な手当では

行いません。また診断をすることはできませんので、ご心配な場合は、病院を受診してください。

②頭、目、歯のけが、骨折の疑いなどで病院受診が必要な時は、保護者の方に連絡し、学校や病院まで来ていただくことがあります。児童連絡カードにかかりつけ医または搬送先の希望の病院及び緊急連絡先を必ず明記してください。

(お勤め先がある場合は電話番号の記入をお願いします。また、電話番号などに変更があった場合は速やかにご連絡いただきますようお願いします。)

### (3) その他

下着を汚してしまった場合には新しい物を貸し出しています。返却の際、下着は新しい下着をご用意ください。その他の衣類は、洗ってお返してください。

また、下着が汚れた場合や嘔吐等で衣類が汚れてしまった場合は、校内での感染症拡大防止のため、衣類をそのまま袋に入れてお返しいたします。ご了承ください。

